

就業規則の見直しと運用の実務

開催日 2024年2月7日(水) 陸前高田会場 (陸前高田商工会) 9:30~11:30
 場所 2024年2月7日(水) 大船渡会場 (大船渡商工会議所 1F) 13:30~15:30

「就業規則が古い」「うちの会社の規則は今の『働き方』のルールと合っていない。なんとかしたいなあ」「従業員から色々聞かれることが増えた」「従業員10人はいないけど、就業規則を作った方がいいの？」など企業からのお問合せやご相談が増えています。今回は総務・労務を担当する方向けに、就業規則の見直しについてご説明します。「何をどう見直していいのかわからない」「自社にあったやり方を知りたい」「周囲にわかる方がいなくて困っている」などお悩みの方、お気軽にご参加下さい。

対象

就業規則を見直したいとお考えの経営者や総務・労務担当になった方、訊ける相手がなくて困っている方、従業員からの問い合わせに対応される方

【プログラム内容】(変更となる場合があります)

1. 就業規則の目的～なんのために作るのか？
2. 就業規則の作成と内容
3. 何をどう見直すのか？
 - (1) 従業員が気になるルール・・・休暇、各種手当他
 - (2) 経営者が気になるルール・・・勤務日数、勤務時間、ハラスメント防止、他
 - (3) 総務・労務担当が決めてほしいルール・・・休日、休日の振替、給与計算、特別休暇
 - (4) 社労士が見直した方が良く考えるルール・・・従業員区分、退職、休業手当、服務、懲戒
4. 不利益変更となる場合の進め方
5. 改定した後の運用のコツ① ～よくある勘違い～
 - 「監督署へ届出しなければならない」は○？×？
 - 「周知」していますか？～具体的な周知方法とは？
6. 改定した後の運用のコツ②～従業員満足と企業経営のバランスをうまくとるために～

自社の就業規則をお持ちください
(なくてもOKです)

定員

陸前高田会場 先着 15名
大船渡会場 先着 20名

受講料 無料

主催・問い合わせ

公益社団法人気仙地区法人会
電話0192-26-2141

講師

大船渡社会保険労務士事務所
社会保険労務士
崎山 美智穂



.....下記申込書にご記入の上、切り取らずにそのまま[FAX27-1010]にてお申込み下さい.....

「就業規則の見直しと運用の実務」セミナー参加申込書

事業所名		電話		FAX	
住所		e-mail			
参加者氏名①		受講会場 (○印をご記入)	大船渡	陸前高田	
参加者氏名②		受講会場 (○印をご記入)	大船渡	陸前高田	